

第2回安佐北区まちづくり懇談会 議事録要旨

1 日 時 令和元年7月5日（金）14時から15時30分

2 場 所 安佐北区民文化センター 大会議室

3 出席者

(1) 委員 17人出席（1人欠席）

石井座長、田川副座長、土井副座長、坊副座長、山本副座長、
河野委員、藤原委員、大倉委員、山田委員、岩谷委員、水口委員、
大石委員、大島委員、佐々木委員、宮本委員、尾田委員、増谷委員

(2) 区役所

区長、副区長、厚生部長、農林建設部長、下水道担当部長、区政調整課長、
地域起こし推進課長、地域起こし推進課職員

4 議題

- (1) 安佐北区のまちづくりの方向性について
- (2) 地区別まちづくりの方向性について
- (3) 地域課題の解決や地域資源を活用した住民主体の取組の紹介
- (4) まちづくり活動に関する効果的な行政支援について

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴人

- (1) 一般傍聴者 0名
- (2) 報道関係 0名

7 会議資料名

(1) 議事資料

- ア 安佐北区のまちづくりの方向性について
- イ 地区別まちづくりの方向性について
- ウ 地域課題の解決や地域資源を活用した住民主体の取組の紹介
- エ まちづくり活動に関する効果的な行政支援について

(2) 参考資料

- ア 広島市のまちづくり活動補助制度一覧
- イ 広島市の主な地域コミュニティ関連組織の活動内容について
- ウ 協同労働パンフレット「たのしごと」「60歳からの輝き方」

8 議事内容等

- (1) 区長あいさつ
- (2) 新任委員紹介
- (3) 安佐北区のまちづくりの方向性について
資料1により説明を行い、事務局案の文言を一部修正することとし、承認された。
- (4) 地区別まちづくりの方向性について
資料2により説明を行った。
- (5) 地域課題の解決や地域資源を活用した住民主体の取組の紹介
資料3により説明を行った。
- (6) まちづくり活動に関する効果的な行政支援について
資料4により説明を行った。

9 発言要旨（議事別）

- (1) 議事1 安佐北区のまちづくりの方向性について
(水口委員) 今回、今の安佐北区の現状と課題とまた将来性というのを、よくまとめて頂いたものを作っていただいたと思います。ひとつだけ表現の問題で、「中小企業」の振興とあるが、「中小・小規模事業者」という表現に改めてもらいたい。「中小企業」というと組織として大きめな会社をいうものであり、最近では、2人3人の会社だと「小規模事業者」という表現をしている。
(事務局) 「中小企業」を「中小・小規模事業者」に修正をさせて頂く。
- (2) 議事2 地区別まちづくりの方向性について
(尾田委員) 安佐地区の場合はここにも書いてあるように、住民の流出を減らし住み続ける事の出来る定住したい街にするために、道路整備を含むアクセスが重要である事を記載して頂きたい。
(事務局) 地区別まちづくりの方向性については、これから地区別の協議会を開催することとしており、その中でご意見をまとめていきたいと考えている。
- (3) 議事3 地域課題の解決や地域資源を活用した住民主体の取組の紹介
※ 議事3については、市民活動の手法と事例報告のため、質疑なし
- (4) 議事4 まちづくり活動に関する効果的な行政支援について
(増谷委員) 公園の指定管理事業者は今もフリーマーケットなどを実施しているが、これは指定管理の中で認められているものではなかったのか。
(事務局) 今回の制度で許可を認めようとしているのは、指定管理なり報奨金制度を受けている町内会や社会福祉協議会が営利目的で行い、その収益を活動の経費に充当する場合に使用を認めることを検討している。指定管理の中で何でもできるものではない。
(増谷委員) 理解した。例えばフリーマーケットになっているが、それ以外のこと、例えば野外ライブとか、そういうのも可能か。
(事務局) それで収益を得て、にぎわいを創出するというものであれば可能と考えている。

(松井委員)　すでに自治会や子ども会、女性会、老人クラブなどが祭りなどのイベントをやっている。その度に、維持管理課に公園利用の申請をしているが、どう違うのか。

(事務局)　この制度を新たに設け、地域の町内会自治会が運営する経費に充当する際の手法として、新たな制度を設けるということを検討している。

(松井委員)　もう、すでにやっている。この制度を導入するのは、なぜ今なのか。

(事務局)　町内会や社会福祉協議会などの財政支援をするという目的のために新たな制度の導入を検討しているもので、営利を目的とする活動を自治会、町内会に限り許可していくということである。子ども会とか他の団体への許可とは違うものであると聞いている。

(大倉委員)　営利団体というのは露天商などを含めてのことか。

(事務局)　業者に対して使用許可をするという訳ではなく、町内会が行う活動に対して許可するものであり、業者が営利活動を行うために公共施設を占有させるものではない。また、イベント以外のメリットは、公園等に自動販売機を設置して一定の収入を確保することもできることを検討している。本日多くの意見をいただいたが、検討を進めている本庁にも今日の意見は伝えていく。

(5) その他

ア 地区別会議について

(事務局)　今後、アクションプランをまとめていくにあたり、地区毎に会議を何回か開催することを考えている。

(大石委員他)　このメンバーが住所地ごとに集まるということか。

(事務局)　そうしたい。

(尾田委員)　安佐地区では、座長、大石委員、私の3人であるが、地域には10の連合会長がいる。3人で地域のことを決めることはできない。

(大島委員)　今集まっているのは、自治連や各種団体の長であり、個人の意見を言うのではなくそれぞれが持ち帰り、意見を集約して会議に持ち寄ればいいのか。自分は安佐北区社会福祉協議会の会長として出席しているわけであり、可部のことだけを考えるつもりはない。

(尾田委員)　それなら了承した。

(石井座長)　いろいろ誤解があったようだが、ここにおられる委員の皆さまは、地区の代表、団体の代表ということで、地区ごとの役員の方々と協議いただき、意見を集約し、持ち寄ってもらうということによろしいか。

(事務局)　今後、地区ごとにどのように進めるか、各地区の副座長に相談し、地区の意向に沿って進めていきたい。

イ その他

(事務局)　次回の第3回会議は11月頃を予定しているので、改めて、日程調整をさせていただきます。